

## 〔自己点検・評価報告〕

### 関西大学法学研究所自己点検・評価報告書（2003年度～2004年度）

#### 公表にあたって（所長の意見）

法学研究所 所長 孝忠 延夫

関西大学法学研究所（以下、「本研究所」と略記する。）では、1987年の設立以来、絶えざる自己点検と評価を行い、研究所事業の全体についての自己革新努力を積み重ねてきた。しかしながら、今回のようなまとまった報告書を作成・公表するようになったのは、前回の報告書（ノモス第15号、2004年12月）からであり、同報告書は、本研究所全体の現状を見直し、将来の研究および運営のあり方を考える貴重な資料として用いられてきた。本報告書は、この意味では、第2号の報告書ということになる。この報告書作成に多大の尽力を払われた本研究所自己点検評価委員会の委員の方々、とりわけ吉田徳夫教授（委員長）に深く感謝したい。また、同委員会の活動を支えてくださった研究所事務室のスタッフの方々にもお礼申し上げたい。

本研究所の現状、および課題についての詳細は、以下の報告書に譲り、ここでは、本研究所の現状と将来について、所長として考えてきたこと、考えなければならないことについて簡潔に記しておきたい。

本研究所の現状をふまえた研究活動の方向性と、研究所の将来像については、「法学研究所における新たな研究活動開始のために」（2006年1月5日）などの文書で明示し、運営委員会などで了承を受けつつ進めてきたところである。これらの課題と方向性は、大学における研究活動一般にもあてはまることであろうが、ここ数年の経過に鑑みると本研究所に固有の問題も幾つか含まれている。以下、3つの点に絞って記しておきたい。

第一は、「共同研究」のあり方にかかわる問題である。学術フロンティア推進事業「国際金融革命と法」（2000年度～2004年度）の継続が認められなかった大きな原因が「共同研究」の不十分さにあるとの指摘は適切であるように思われる。個別的な研究がいかに世界的なものであろうとも、研究所で行うべきとされたのは、共同研究とその成果としての政策「提言」であったからである。その後、本研究所の各種行事のテーマ設定、固有の研究班のあり方についても、その「共同研究」としての性格と内容を明確にするよう、意識的かつ継続的な改善を重ねている。今後、これらの成果が研究叢書の内容の充実などにもつながっていくことが求められよう。

第二は、本研究所の社会的使命と課題を模索し、「社会的要請がどこにあるかを検討し、それに対応しうる研究体制を柔軟に構築していくこと」（2004年報告書についての所長コメント）の必要性である。前回報告書におけるこの指摘をふまえ、「研究課題1. アジアの法と社会にかかわる総合的研究」および「2. 平和、安全および安心と法についての総合的研究」という2つの

テーマに関する研究会、セミナーなどを本研究所として意識的に取り組んできた。とりわけ、これら行事への市民の関心は高く、参加者も増えつつある。ただ、「社会と市民に開かれた研究所」であると同時に、研究者・専門家による高度に専門的な共同研究を発展させることも本研究所の重要な使命であり、今後の研究活動のなかでは、これら2つの調整と兼ね合いが問題となることも予想される。

第三は、本研究所の組織・運営に関する将来構想である。このことは、上述研究課題の将来的あり方によって決まってくるものではあるが、当面は、関西大学の附置研究所のあり方にかかわる問題を内在しており、本研究所が積極的な将来像を構想、提示することが喫緊の課題となりつつある。2005年4月から、本研究所の位置する兎島惟謙館に経済・政治研究所および東西学術研究所が移転した。このことにより、これら研究所の協力・共同による共同研究の展開がより一層可能となる物的条件が整備された。と同時に、それぞれの研究所の固有の研究課題とその独自性、組織機構上の不可欠性、必要性の「立証」が求められる事態となっている。本研究所の設置目的（学則第69条）が改めて問われているといえよう。

## 関西大学法学研究所 自己点検・評価報告書 (2003年度 - 2004年度)

本報告書は、関西大学法学研究所自己点検・評価委員会が2003年度から2004年度にかけて本研究所の活動状況・運営のあり方をとりまとめたものであり、本研究所としてはこれが2度目の自己点検・評価報告書である。

もとより1987年に本研究所が開設されて以来、本研究所内部で、総合研究会で絶えず活動状況が報告され、真摯に自己点検・評価報告を積み重ねてきた。とりわけ、全学的にこうした形で報告書を公表するのは、関西大学自己点検・評価委員会が1995年度に作成した第1回の自己点検・評価報告書以降であり、2004年度に作成された自己点検・評価報告書（ノモス第15号、2004年12月）を含めて、既に5回の報告書を公表してきた。今回の報告書は、従来とは異なり、記載の様式から記載内容まで一新して、大学基準協会が作成したものを参考に作成したものである。

今回の報告書作成に当たり、法学研究所は、2005年3月に自己点検・評価委員会を発足させ、その活動を行ってきた。最初にも述べたように、大学基準協会の実地視察があることを前提に、記載様式から内容に至るまで、大学基準協会の自己点検・評価項目に従い、書き改めた。また将来の課題を見据えて、その達成度を評価しなければならないということに留意した。この点に関しては、法学研究所長の意見を聞きながら、本報告書を作成した。その所長の意見は、「公表にあたって（所長の意見）」として、この報告書の冒頭に掲載することにした。

この報告書が法学研究所の今後の活動に寄与することを願ってやまない。

2006年3月

関西大学法学研究所自己点検・評価委員会

委員長：吉田徳夫、副委員長：小西秀樹、委員：後藤元伸、千藤洋三、西野重明

### 目次

- 1 研究所の理念と現状
- 2 研究組織と管理運営体制
- 3 研究の内容・方法と条件整備
- 4 学生の受け入れ
- 5 研究のための人的体制
- 6 研究活動と研究体制の整備
- 7 施設・設備等
- 8 図書等の資料・学術情報
- 9 社会貢献
- 10 財政
- 11 事務組織
- 12 自己点検・評価等
- 13 学術フロンティア事業

## 1 研究所の理念と現状

### 【現状の説明】

関西大学法学研究所（以下、「本研究所」という。）は、社会環境の変化に伴い生じる法の変動と、新しい複合法領域の形成に応じて、立法・司法・行政に関する学際的、国際的視野に立った共同研究の推進を目指して（本研究所規程第2条）、1987年に設立された。すなわち、本研究所は「立法・司法・行政に関する理論、政策及び実態を総合的に研究調査し、もって市民の法生活の向上と法文化の発展に寄与することを目的とする」（関西大学学則69条）ものである。

本研究所を取り巻く研究環境は大きく変化しつつあり、将来の研究構想を含めて、関西大学全体の研究所構想が問い直されている中、本研究所もその例外ではない。とりわけ学術フロンティア「国際金融革命と法」の研究継続が不可能になり、資金的な面で本研究所の体制のあり方が再構築される必要がある。

### 【長所と問題点】

本研究所は、法学部や他学部の教員、更に学外の研究者・有識者から、広く人材を求めて研究運営を行ってきた。今後もこうした研究体制は発展させる必要がある。こうした研究体制は、法学研究所に割り当てられた大学からの予算により運用され、必ずしも、外部的な資金を潤沢に確保して、研究が行われてきた訳ではない。また、学内に設けられている研究資金を法学研究所が取り込んで研究する体制も乏しかった。

研究の社会的貢献は行われてきたが、社会の変化に応じた研究分野を競争的資金を導入することで研究体制を構築する必要がある。こうした研究体制は、概ね共同研究が主たるものであると思われる。従来の研究体制の構築は、公募の研究課題を募り、どちらかという、研究者個人の持つ研究分野に比重を置きがちであった。

### 【将来への展望】

将来の研究構想は、検討中であるが、3本の柱を立てている。一つは、他の大学との連携を保ちながら、アジア法の研究に取り組み始める。二つは、国際的にも、国内的にも緊急性の高い、「平和、安全、および安心と法」を研究課題として、社会的要請に応える。三つは、先端法学（たとえば、電子認証と法）の分野を切り開く。現状の研究テーマは、公募制による各研究班により立てられているが、今後は、上記の研究課題に沿った、研究テーマの公募制に切り替える必要がある。

また、上記の目的に必ずしも沿わない基礎的な研究テーマもあるが、そうした研究の推進と、今日的な課題に応える研究テーマの両立をいかに図るかが本研究所の基本的な課題となる。

## 2 研究組織と管理運営体制

### 【現状の説明】

本研究所は、その運営について、所長と所長を補佐する幹事4人から構成される幹事会が執行

する。公平性の観点から幹事4人は各研究班には所属せず、研究計画の策定、研究班の構成、および、シンポジウム・現代法セミナー等の開催を策定する。また、運営委員会は、幹事会構成員と各研究班主幹からなり、幹事会の策定したもの等を審議する。また、研究委員会は、研究員全員で構成され次期所長の選出、研究所規程の改正等の基本的事項を審議する。

本研究所には、研究テーマ毎に4研究班が置かれ、これら各研究班は、所長に提出した「研究計画書」に従って研究を行う。各研究班は、定例研究会を開催し、各班の研究は、本研究所で開催される総合研究会において、研究の進捗状況の報告がなされる。その報告書は『ノモス』に掲載されている。研究期間は1期2年間として、期間終了後に、各班は1年以内に『研究叢書』を公刊している。

なお、本研究所の運営に関しては、広く学外からの意見を反映させるために、1998年度から学外有識者からなる顧問制度が採用されている。

#### 【長所と問題点】

法学研究所の組織と運営そのものは、同研究所の構成員から運営され、今後もその体制は継続発展させるのがよい。また学外から招く顧問制度に関しては、更に追加的に増やす事も検討されて良いだろう。

関西大学の研究所が児島惟謙館に集まり、今後はより緊密な各研究所との連携と協力態勢が構築される必要性が高まる。それに従い、法学研究所にある研究会、研究班がより他の研究所との交流を図る必要性が高まるであろう。

#### 【将来への展望】

研究組織そのものは、各研究所が独自に運営するものだが、各研究所の連携により今後の研究交流は、一層深められる方向で検討中である。

### 3 研究の内容・方法と条件整備

#### (a) 研究の内容・方法

##### 【現状の説明】

本研究所の各研究班は、それぞれ研究課題を設定し、所長に提出した「研究計画書」に従って研究活動を行ってきた。本研究所が主催する全体的な研究会には、総合研究会および特別研究会がある。総合研究会は年に2回程度開催され、各研究班の研究の中間報告あるいは総括報告が行われるとともに、班別及び研究所全体の自己点検・評価が行われる。

新たな研究班および研究課題は、これを全学的に公募し、提出された研究計画書に基づいて、運営委員会において決定される。

2003年度と2004年度の研究所刊行物は以下のとおりである。

『研究叢書』第27冊（2004年度）『大都市圏における選挙・政党・政策

— 大阪都市圏を中心に —

第28冊（2004年度）『マンションの法と管理』

- 第29冊（2004年度）『アジア法文化と国民国家Ⅱ』  
 第30冊（2004年度）『国際協力の時代の国際法』  
 第31冊（2004年度）『日韓法政システムの多様性と共通性』

『ノモス』第14号（2003年度）「アルトロール・カウフマンの刑法哲学」、「ゲノム情報はだれのものか—特許をめぐる—」、「地球村—21世紀における国際組織の役割」他

第15号（2004年度）「アジアの平和—その思想的基底」、「東アジアの平和とナショナリズム—ナショナリズムの底流と克服—」、「河川環境行政の推進とパートナーシップ」他  
 自己点検・評価報告 関西大学法学研究所（2001年度～2002年度）

表1 研究班の活動と成果（刊行物）

年 度	2003	2004
マンション法研究班研究会	2回	2回
大都市圏選挙研究班研究会	3回	3回
マイノリティ研究班研究会	5回	5回
環境政策研究班研究会	6回	8回
総合研究会	2回	2回
研究叢書	4点	1点
ノモス	24名 263頁	14名 176頁
その他の刊行物*1	1冊 340頁	

\*1 「児島惟謙大津事件手記」平成15年5月発行 関西大学出版部より公刊。

**【長所と問題点】**

法学研究所では計画的な研究を行ってきたが、研究所間の連携に関しては、シンポジウムなどの企画において連携があった。今後は各研究所による共同研究も検討する余地がある。

**【将来への展望】**

各研究所との連携を深めるために、シンポジウムなどの企画を含めて、共同研究に関しても研究課題の公募方式に関しては研究所長会議で論議される。

**(b) 研究方法の改善**

**【現状の説明／評価】**

従来、本研究所は各研究班が設定した研究課題をそれぞれ遂行することをその中心的研究活動とし、研究所の運営はそのサポートを中心として行われてきた。このことによって多分野にわたる多くの研究成果を挙げる事ができたことは評価しうる。

**【長所と問題点】**

公募制による研究班の研究をサポートする研究所の役割はうまく機能してきた。更に社会的貢

献の見地に立って、競争的資金を獲得できる独創的な研究テーマの設定が研究所の役割であり、研究所の果たす役割に検討の余地がある。

#### **【将来への展望】**

今後、少なくとも次の三点について研究方法の改善をはかっていく必要がある。

第一に、本研究所としての研究目的、研究テーマを具体的に設定し、個別研究班の枠を超えた研究ができるよう工夫すべきである。第二に、積極的に大学内外の競争的研究資金の獲得をはかり、研究所研究経費も重点的に配分することを検討すべきであろう。そして、第三に、本研究所が主催する各種研究会などの内容は、可能な限り一貫したテーマのもとに集約でき、その成果をまとめて社会的貢献ができるよう工夫しなければならない。

#### **(c) 国内外における研究交流**

##### **【現状の説明】**

##### **a) 学外との研究交流**

本研究所は、個別研究班の構成において学外の研究者を積極的に受け入れている（2003年度11名、2004年度13名）。

通常のシンポジウム、現代法セミナーおよび特別研究会においても、学外（外国人研究者を含む）との研究交流についても、これを積極的に行い、関西における法学・政治学系の学術交流センターとしての地位を占めている。

また、本学の学術交流協定校である大韓民国の漢陽大学校と本研究所の共催で国際学術交流シンポジウムを1997年から隔年的に関西大学で開催している。2004年10月には第7回のシンポジウムを「今日的課題における日韓法政システムの多様性と共通性」をテーマとして開催した。

##### **b) 国際交流**

国際交流について見れば、特別研究会および国際交流シンポジウムにおいて、海外の研究者を招き学術交流が行われている。

また、「関西大学外国人招へい研究者規程」、または、本学と外国の協定大学との間で締結されている学術交流協定に基づいて、毎年、外国からの研究者を受け入れ、研究交流を行っている。

##### **【長所と問題点】**

学外や国際間の交流は、研究者の交流ともなっており、また法学研究所が関西における学術交流センターの役割りを果たしてきた。こうした研究所の機能を一層高める必要がある。

##### **【将来への展望】**

研究所が、研究テーマに関して指導性を発揮する需要が高まる中で、国際交流においても、こうした分野における研究所の指導性が高められる必要性が高まる。

## 4 学生の受け入れ

### 【現状の説明／評価】

制度化されたものとしては、従来から本学の博士後期課程在学中の院生の「研究者としての自覚を催し、関西大学における学問研究の充実に資するため」（『大学院博士課程後期課程学生を法学研究所の共同研究に参加させることに関する覚書』）、「研究所委託学生」として研究班に受け入れるという制度があったが、2002年度から名称を「準研究員」とし、研究者養成という役割をより明確にしている。

本研究所所蔵の資料・図書は、本学の院生・学生の利用に供されている。また、本研究所主催の公開講座・現代法セミナーには本学の学生・院生が、シンポジウム・特別研究会には院生が多数参加している。

### 【長所と問題点】

既に実行に移されている「準研究員」制度の活用を含めて、大学院生による法学研究所の利用を図っている。

## 5 研究のための人的体制

### 【現状の説明／評価】

当初は、3研究班体制（1研究班当りの研究員は6名程度）であったが、1993年度より4研究班体制に拡充された。研究期間は1期2年であるが、多くの場合、2期4年で研究班の交代が行われる。

本研究所の研究員の資格に関する明文の定めはない。また、学外への委嘱研究員制度があり、積極的に利用されている。さらに、女性研究員、あるいは、外国人研究員も積極的に受け入れている（女性研究員5名、外国人研究員2名）。

2003～2004年度の4研究班について言えば、次表の通りである。

表2 研究員の所属学部等（2003年度）

研究班	法学部	他学部	学外	合計
マンション法研究班	3名	1名（工）	2名	6名
大都市圏選挙研究班	2名	1名（総情）	2名	5名
マイノリティ研究班	3名	0名	5名	8名
環境政策研究班	2名	1名	2名	5名

研究員の所属学部等（2004年度）

研究班	法学部	他学部	学外	合計
マンション法研究班	2名	1名（工）	3名	6名
大都市圏選挙研究班	2名	1名（総情）	2名	5名
マイノリティ研究班	2名	1名（法務）	6名	9名
環境政策研究班	2名	1名（工）	2名	5名



#### 研究員の所属学部等（2005年度）

研究班	法学部	他学部	学外	合計
公証制度研究班	1名	3名（法務）	3名	7名
政策形成研究班	3名	1名（総情）	2名	6名
マイノリティ研究班	1名	0名	6名	7名
環境政策研究班	2名	1名（工）	2名	5名

#### 【将来への展望】

研究の在り方に関する見直しに伴い、各研究所に所属する研究班の数を含め、その研究員の人的構成も交流を深める方向で検討しなければならない。

## 6 研究活動と研究体制の整備

#### 【現状の説明／評価】

- (1) 研究班の構成にあたっては、本研究所の幹事会が主導的役割を果たしてきた。
- (2) 研究班を2期にわたって継続する場合には、一定の研究成果が挙げられていることを前提とし、さらなる研究の展開が具体的に予想される場合に限定するなどして、研究体制を以前より柔軟にすることが求められよう。
- (3) 本研究所研究員の構成が、法学部および法科大学院の専任教員に過度に偏重せず、可能なかぎり本学の多様な学部・機構の専任教員から成るよう工夫する。
- (4) 委嘱研究員には、当該研究テーマにかかわる国内外の一線級の研究者および若手の研究者を選任できるよう努めるものとする。

#### 【将来への展望】

研究所設置の在り方の見直しに伴い、従来の4班構成に必ずしもこだわることなく、先駆的研究、社会的要請にも対応しうる研究班の組織・構成を形成する。

## 7 施設・設備等

#### 【現状の説明】

法学研究所（児島惟謙館）は、法学研究所学術フロンティア推進事業拠点として、平成13年に建設されている。共同研究室・資料室・会議室・招へい者研究室等を備え、24時間対応の研究施設となっている。

## 8 図書等の資料・学術情報

#### 【現状の説明】

- (1) 収書方針

平成16年度に図書委員会を開催し、おもに次の内容の収書方針を策定した。

- 法学研究所としての特色ある資料として収集するもの
  - アジア・太平洋圏の法律図書
  - アメリカ州法
  - 児島惟謙関係資料
  - その他法学研究所として収集・保存すべきと認められる資料
- 各研究班の研究活動上必要とする資料については、各研究班の活動終了後、総合図書館・学内関係機関との重複分は所蔵しない。
- 一定期間保存して更新するものとして、逐次的に発行される統計類は5カ年保存とし、雑誌については、原則2年保存とする。

(2) 利用については、研究員、本学専任教員、大学院生に公開されており、学外者にも所定の手続を経たうえで公開している。

(3) 2003年度に信楽高原鉄道裁判記録、2004年度にタクシー汚職裁判記録資料の整理を、専門家に依頼して行った。裁判記録であるため、利用については今後検討予定である。

#### 【将来への展望】

研究資料の共同利用という問題を検討する。

## 9 社会貢献

#### 【現状の説明】

本研究所は、市民・学生を対象とする公開講座（年2回2講演）、および、ビジネスマン・公務員・法曹・研究者を対象とする現代法セミナー（年2回4報告）を継続的に開催している。

また、特別研究会は年に4回開催され、本研究所の招へい研究者などの外国人研究者による報告も行われている。

本研究所が主催する通常のシンポジウムは、年に1ないし2回開催され、各回、全体テーマが設定され、報告者・討論者それぞれ2ないし3名の報告・討論で構成されている。

このような行事のほか、特別企画による行事として、2003年度に先端科学技術推進機構との共催として、法工連携公開講演会、東西学術研究所との共催の公開講座を開催している。

また、本研究所のホームページを開設し、本研究所の最新の活動案内を行い、公開講座および現代法セミナーといった一般市民も対象とした行事については、全国紙（大阪本社版）等での案内、近隣の公民館・社会教育関連施設への案内を行っている。

表3

年 度	2003	2004
シ ン ポ ジ ウ ム	1回 2報告	2回 3報告
特 別 研 究 会	4回 4報告	5回 5報告
国 際 シ ン ポ ジ ウ ム	1回 27報告	2回 19報告
公 開 講 座	1回 1報告	2回 2報告

法学研究所・東西学術研究所連携 公開講座	1回 2報告	-
法工連携公開講座*1	1回 4報告	-
現代法セミナー	2回 6報告	2回 3報告
漢陽大学校との国際研究交流 シンポジウム*2	-	1回 16報告

\*1 「法工連携公開講演会」を先端科学技術推進機構と共催。

\*2 「漢陽大学校との国際研究交流シンポジウム」は、関西大学国際交流助成基金による助成。

### 【将来への展望】

平成18年度より文系3研究所が児島惟謙館に集約一本化されることにより、関西大学の研究所間の連携が深められると共に、シンポジウムや公開講座の開設を共同して検討する。

## 10 財政

### 【現状の説明】

法学研究所が2004年度に執行した研究費（決算額。以下同じ）は、4192万3千円である。そのうち2558万6千円は学術フロンティア分であり、これを除いた研究所プロパー分は1633万7千円（このうち、研究班の分は480万8千円）であった。なお、研究所プロパーの研究費についてみれば、2003年度は1422万7千円（うち研究班は471万3千円）、2002年度は1429万8千円（うち研究班は341万7千円）だった。

## 11 事務組織

### 【現状の説明】

本研究所には事務室が設置されている。研究所事務室が本研究所の業務に従事し、共同研究を支援している。

## 12 自己点検・評価等

### 【現状の説明】

自己点検・評価活動を充実させるべく、2003年4月1日より本研究所に自己点検・評価委員会が設けられ、その点検・評価の結果が報告書の形で公表されている。

### 【長所と問題点】

所長から委嘱されて、自己点検委員が独自に作成する自己点検報告書には、研究員による自己点検という意味では意義がある。

## 【将来への展望】

自己点検・評価報告書の性格が大きく変化したことに合わせて、委員会の組織そのものを再検討する時期に来ていると思われる。

## 13 学術フロンティア事業

### 【現状の説明／評価】

今日、金融・通貨・商取引などの諸領域において電子情報技術や金融工学と結びついた革新的な変化が進行している。この変化を総合的に検討するため法学研究所は、文部科学省の学術フロンティア推進事業拠点として、2000年度から2004年度までの5年間を期限とするプロジェクト「国際金融革命と法」を立ち上げ、共同研究を進めたが、現在はプロジェクトが終了している。

なお、研究期間中の本研究プロジェクトは4つの研究班からなり、下表のように構成されていた。

表4 学術フロンティアの研究班

研究班	研究テーマ	研究員数
金融法学	金融持株会社をめぐる法規制、商事信託をめぐる法規制、金融取引の法ルールに関する研究	7名
金融	金融・証券市場に関する総合的実証研究	6名
国際課税	金融資産の証券化に関する課税問題、金融取引を中心とするタックス・シェルターの濫用、グローバル・トレーディングと電子商取引の課税問題に関する研究	8名
国際資本移動・電子商取引	国際資本移動及び電子商取引に関する理論的・実証的研究	8名

学術フロンティア・プロジェクトはさらに、「国際金融革命と法」をテーマとする研究会やシンポジウムを積極的に開催し、学外の研究者、市民にも公開してきている。2003年度と2004年度においては以下のような研究会・シンポジウム・セミナー等を開催した。

表5 学術フロンティアの合同研究会

開催日	テーマ	報告者
2003.10.3	ドイツの「投資株式会社」について アイルランド・ダブリン・ドッグの調査報告—2004年シンポジウムの準備作業として	学術フロンティア招へい研究者・ ドイツ弁護士 ウルズラ シブミ アイゼレ 国際課税研究班主幹 村井 正
2003.12.22	資産担保金融の制度的条件 —可動物件担保に関するケープタウン条約を素材として—	上智大学助教授 小塚 莊一郎
2004.2.28	債権の株式化	ユナイテッドパートナーズ 会計事務所・税理士 西村 善朗
2004.3.4	銀行行動と金融政策の有効性 —ステイグリッツの紹介を中心として— コーポレートファイナンスとインセンティブ報酬—アメリカ法を参考にして—	経済学助教授 前川 聡子 リサーチアシスタント 溝渕 彰

デリバティブ研究会

開催日	テーマ	報告者
2003. 4. 5	先物について	東京証券取引所派生商品部 市本博康
2003. 4.12	オプションについて	東京証券取引所派生商品部 山藤淳史
2003. 4.19	クレジット・デリバティブ	モルガンスタンレー証券 大久保勉

国際シンポジウム

開催日	テーマ・報告者等	会場
2003. 7. 1 ～2	『International Trade and Factor Mobility』	100周年記念会館
2004. 7. 3 ～4	『名護金融特区・国際金融革命と法』 報告者：阪上允博（名護市政策推進部金融特区・情報化推進室主査） 徳本 穰（名護市政策推進部金融特区・情報化推進室主査）	尚文館1階 マルチメディア大教室
2005. 2.18	『Tax Competition and Financial Transaction』 報告者：ペーター スコーネヴィレ（EU欧州委員会） コメント 村井 正（主幹・法学部教授） 司 会 鶴田廣巳（研究員・商学部教授）	法学研究所 会議室

特に2003年4月には、デリバティブに関する連続研究会を3回にわたって開催し、研究者・実務家・大学院生・市民をも含む幅広い参加者を得て、活発な議論がなされた。また、2003年度、2004年度に行われた3つの国際シンポジウムにおいては、世界の第一線の経済学者の活発な討論、また具体的政策課題に関する専門的提言や議論がなされた。これらの国際シンポジウムにおける報告は、すべて本研究所の刊行するプロシーディングスにおさめられ、内外の研究者・実務家たちのために公表されて、いずれも高い評価を得ている。

2004年度は、本プロジェクトの最終年度として、夏以降、合同研究会を経てとりまとめの段階に入った。「国際金融革命と法」という総合テーマの下にすべての研究成果を収斂させるべく、4つの研究班の主幹を中心に学術フロンティア委員会をしばしば開催し、最終成果報告書の刊行の形態について議論するとともに、各研究員の最終研究成果を、多様でかつ統一のとれた報告書にまとめるための編集作業を行った。

表6 学術フロンティアの刊行物

2003年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 金融法研究班研究成果報告書</li> <li>• 金融研究班研究成果報告書</li> <li>• 国際課税研究班研究成果報告書</li> <li>• 国際資本移動・電子商取引研究班研究成果報告書</li> <li>• 国際シンポジウム報告書『International Trade and Factor Mobility』</li> </ul>
2004年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国際シンポジウム報告書『名護金融特区の現状と展望』</li> <li>• 学術フロンティア研究成果報告書『国際金融革命と法』</li> <li>第1巻『金融の規制緩和と独禁法・商事信託法・金融取引法に関する研究』</li> <li>第2巻『金融・資本市場に関する理論的・計量的研究』</li> <li>第3巻『国際金融革命に伴う金融取引と課税に関する研究』</li> <li>第4巻『国際資本移動・労働移動の理論的・実証的研究』</li> </ul>